

## 「デジタルサイネージ」への広告放映者の募集について

令和6年3月21日

北海道大学社会共創部社会連携課

北海道大学（以下「本学」という。）は、「デジタルサイネージでの広告放映者」を以下のとおり募集します。

### 1. 広告を掲載する媒体

媒体名： デジタルサイネージ

契約期間： 広告放映開始日から令和6年度末まで（令和6年4月1日～令和7年3月31日）  
※契約期間は、原則、年度単位とし、契約期間満了の3カ月前までに、本学又は広告放映者から書面による解約の申し出がない場合は、同一金額で年度ごとに契約を更新する。  
※年度途中の申し込み等により、6か月以上11か月未満の範囲で月単位の契約を認める場合がある。年度途中の申し込みによる放映開始日は、申込み日・決定日に応じて相談するものとする。

台数： ① 福利厚生会館（北部食堂） 1台

② クラーク会館 1台

※設置場所の詳細は別紙 1-1 から別紙 1-3 のとおり。

規格： 55型デジタルサイネージ（タッチパネル式）

デジタルサイネージの用途： 本学の学生・教職員の福利厚生及び来学者に向けた本学の情報発信に加え、本学と関係のある企業との連携強化のため

広告対象者： 本学の学生・教職員及び各施設の利用者

その他： **【各施設の情報】**

① 福利厚生会館（北部食堂） 1台

（住 所） 札幌市北区北17条西8丁目

（設置目的） 学生の福利厚生のため。

（開館時間） 平日 10:00～19:00（開館時間は時季により変更となる場合がある）

休館日： 土曜・日曜・祝日及び年末年始の休日

（利用者数） 年間約40万人（令和4年度2月までの実績）

※新型コロナウイルス発生前の2019年度は72万人

（利用用途） 学生食堂

② クラーク会館

（住 所） 札幌市北区北8条西8丁目

（設置目的） 学生の福利厚生のため。

（開館時間） 8:30～21:00

休館日： 日曜・祝日及び年末年始の休日

※ただし、日曜・祝日に開館する場合もある。

（利用者数） 年間約20万人

（利用用途） 学生サービス（学生食堂、就職支援、賃貸住宅の仲介、アルバイトの紹介、サークル活動など）及び各種イベント開催など。

## 2. 広告の規格及び数量

放映位置： 別紙2のとおり

規格： **【広告放映部】**

《放映面積》

(通常放映時)

・(縦)約 380mm×(横)約 680mm (カラー)

※通常時は、すべての広告放映者の広告をローテーションして放映する。タッチパネルを押した際に、任意の広告へと切り替わる(下記アイコン部を含む全画面で放映)。

(全画面放映時) ・(縦)約 1,210mm×(横)約 680mm (カラー)

《放映時間》

・広告は1枠あたり15秒以内の動画(静止画のスライド形式も可)とする。  
2枠の場合は、15秒以内の広告を2種類放映する。

《放映方法》

・広告は原則、「福利厚生会館(北部食堂)」及び「クラーク会館」の2箇所と同様のものを放映するが、それぞれ別の広告を放映することも可能とする。

・最大48枠の広告をローテーションする。

**【広告放映者のアイコン部】**

広告放映者のアイコンのサイズは、(縦)約 80mm×(横)約 80mm (カラー)とする。ただし、全申込枠数が20枠以下の場合は、(縦)約 160mm×(横)約 160mm (カラー)の拡大表示とする。

※アイコンの配置は別紙2のとおりとし、広告放映料の提示額の高い者から別紙2に記載した番号順に割り当てる。

募集者数： 48枠

※募集は、「福利厚生会館(北部食堂)」及び「クラーク会館」の2箇所セットとし、いずれかのみへの応募は不可とする。

※応募は、1企業あたり1枠又は2枠のいずれか一方の希望を明記して応募するものとする。

※募集者数の上限を超えて応募があった場合は、広告放映料の高い順から広告放映者として決定する。

※広告放映者が上限に達するまで、随時募集を行う。

広告放映料  
基準額： 1 枠 (15 秒×1 種類)：275,000 円／年 以上  
(消費税及び地方消費税を含む)  
2 枠 (15 秒×2 種類)：440,000 円／年 以上  
(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の広告放映料基準額は、「福利厚生会館（北部食堂）」及び「クラーク会館」を2箇所セットにした単価である。希望者は、希望する枠に応じて上記基準額以上の額を定め、「4」の申込方法記載の見積書にて金額を提示すること。

- 広告素材： 広告素材（広告放映用の動画・静止画のスライド等、アイコン用の静止画）については広告放映者が準備するものとするが、広告素材の軽微な加工及びデジタルサイネージ用データへの加工については、本学が契約する委託先（以下「委託先」という。）へ無償で依頼することができる。委託先の情報、広告素材の提出期限は、広告放映者決定後に本学から広告放映者に対し通知する。
- 広告内容： 広告放映者の広告内容は、大学構内で放映するのに相応しいものであること。広告の放映内容の変更は、1 枠の広告あたり年 4 回程度を目途とし、それ以上の変更については委託会社と相談するものとする。
- その他：
  - ・本募集への応募者について、公序良俗に反するなどの信用を失墜している者及び本学と紛争中の者などについては、応募を認めない場合がある。
  - ・原則、契約期間中の解約は認めない。
  - ・広告放映者が、公序良俗に反するなどの信用失墜行為により、広告放映の継続が妥当ではないと判断された場合は、本学からの通知により契約を解約する場合がある。

### 3. その他の要件等

上記以外の要件等については、「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」による。

### 4. 申込みの時期及び方法

申込期限： 応相談

申込方法： 広告掲載申込書（別紙様式 1）に希望枠数（1 枠または 2 枠）を明記し、広告図案、広告内容の説明、会社概要、広告掲載料に係る見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額を記載）を添付の上、上記期限までに「7」に示す送付先へ郵送すること。封筒には、「デジタルサイネージ申込書在中」と赤書きすること。

※広告図案は、上記 2. 「広告内容」を満たしていることを審査するに足る情報を送付すること。動画の場合は動画データ（DVD 等）の送付や、おおよその画面をキャプチャして印刷する等、広告内容の説明とともに、広告内容が把握できるものを送付するものとする。なお、送付書類の返却は行わない。

※初年度の広告放映開始日が個別対応となる場合があるため、事前に 7. 問い合わせ先宛に連絡をすること。

申込費用： 申込みに要する費用は申込者の負担とする。

### 5. 放映までの手続き

- (1) 申込内容を「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」に基づく審査により広告放映者を決定し、広告放映可否通知書にて通知する（おおよそ申込み日から 1 か月以内）。

- (2) 広告放映可否通知書を受領した広告放映者は、広告放映可否通知書と同封する請求書により、所定の期日までに広告掲載料を納付すること。期日までに納付が行われない場合、広告の放映は納付確認後に開始し、その場合も広告放映終了期間の延長は行わないものとする。（納付期日：翌月末払い）
- (3) 広告放映可否通知書に記載した期日までに、広告素材を本学が指定する委託先へ提出すること。

## 6. その他

- (1) 提出する広告素材の内容の不備については、本学はいかなる補償も行わないため、原稿は慎重に作成すること。
- (2) デジタルサイネージの筐体には「広告内容については広告主に直接お問い合わせください。」と表記する。
- (3) 本件に関して疑義が生じた場合は、本学へ連絡すること。

## 7. 申込書送付先・問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目  
国立大学法人北海道大学社会共創部社会連携課

TEL： 011-706-9710, 9711

FAX： 011-706-9607

e-mail： s-collab□dpe.hokudai.ac.jp（□をアットマークに換えて送信）

なお、申込書は「4」記載のとおり郵送でのみ受付となるので、メール添付は不可とする。

# 設置場所



## 【福利厚生会館 (北部食堂)】

学部1、2年生を中心に多くの学生・教職員が利用する食堂。国立大学の食堂で最大級の席数を誇り、年間40万人以上の利用者が訪れます。  
※令和5年4月より設置 (移設)

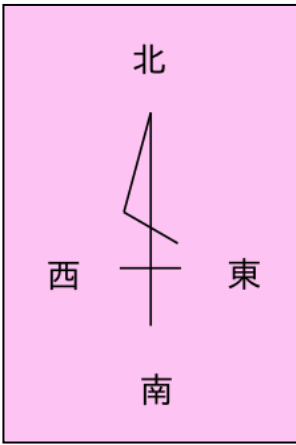
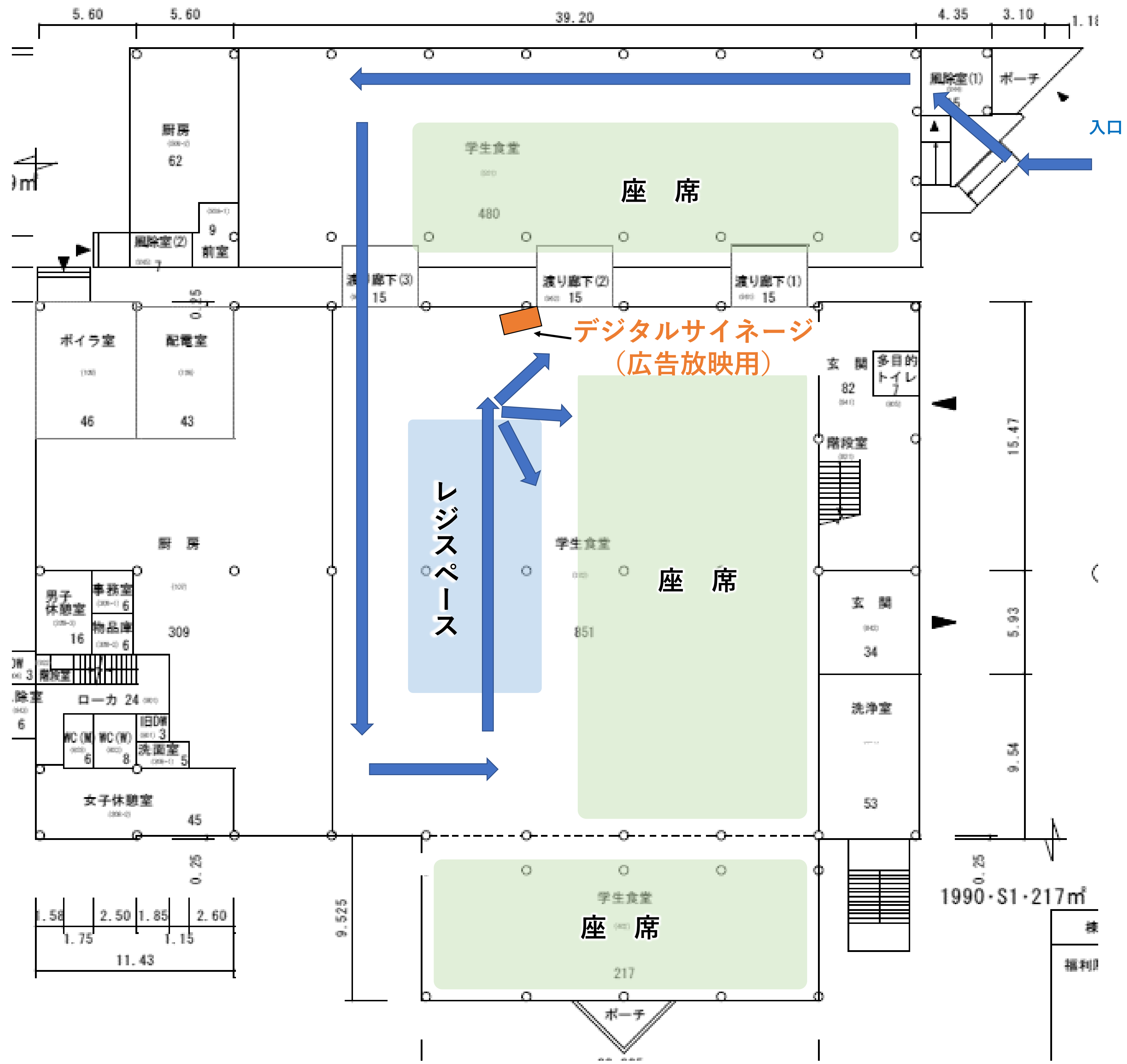


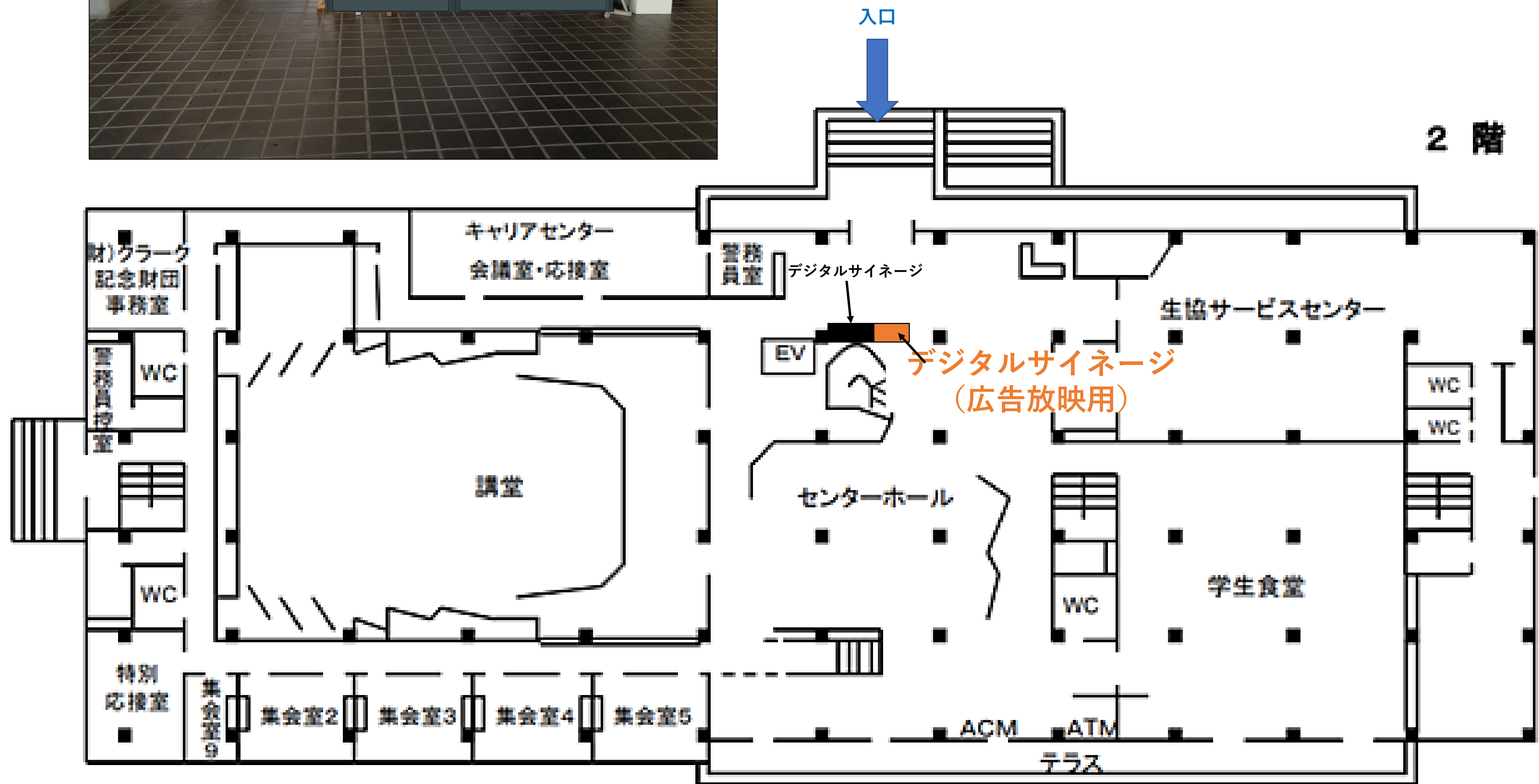
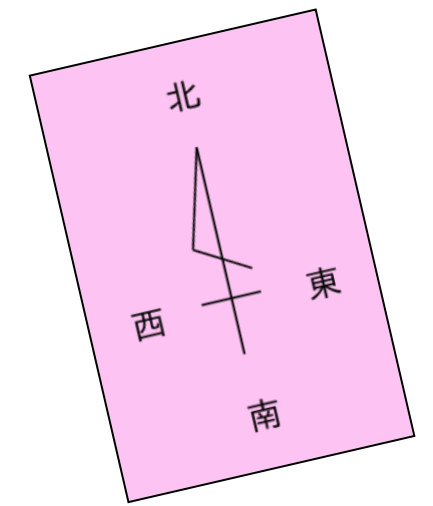
## 【クラーク会館】

北海道大学創基80周年の記念に、故ウィリアム・S・クラーク博士の功績を称えるとともに、学生生活・課外活動の拠点となる学生会館として創設されたもので、年間20万人以上の利用者が訪れます。



◇学部と同じ建物の大学院は名称を省略している  
◇〔 〕は他機関の建物を示す





# 広告放映内容等

## サイネージのイメージ



## コンテンツの詳細

5.5型液晶モニター

広告放映部分 (通常時)  
縦380mm×横680mm  
※アイコンタッチ時は全画面  
(縦1,210mm×横680mm)で  
放映される

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48

### 【仕様等】

1. 広告は通常時は1枠15秒でローテーションして「広告放映部分」で放映する。  
2枠の場合は15秒×2種類放映する。
2. アイコンはタッチパネル式とする。  
タッチすると該当番号の広告が全画面で放映される。
3. アイコンの位置は1枠及び2枠それぞれにおいて広告放映料の提示額の高い者から、募集期間ごとに番号順に割り当てる。
4. 広告放映者の広告素材(動画・静止画等)は、本学の委託業者がデジタルサイネージで放映できる形式に加工する。

アイコン(縦)約80mm×(横)約80mm

※ただし、全申込枠数が20枠を下回る場合は、(縦)約160mm×(横)約160mmの拡大表示とする。



別紙様式1（第9条関係）

令和 年 月 日

殿

住 所  
商号または名称  
代表者氏名

印

### 広告掲載申込書

「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」第9条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、「国立大学法人北海道大学広告掲載取扱要領」に掲げる事項を遵守します。

### 記

- 1 広告掲載媒体名 「 デジタルサイネージ 」  
(福利厚生会館1階（北部食堂）及びクラーク会館，令和6年4月1日～)
- 2 掲載希望枠数 1 枠 / 2 枠  
(希望する枠数に○をつけてください)
- 3 連絡先
  - (1) 担当部署及び担当者氏名：
  - (2) 電話番号及びFAX番号：
  - (3) 電子メールアドレス：
- 4 添付書類
  - (1) 広告図案
  - (2) 広告内容の説明
  - (3) 会社概要
  - (4) 広告掲載料に係る見積書